

大網白里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月
(令和6年3月改定)

1 趣旨

大網白里市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）に基づき、木造住宅の更なる耐震化の促進を図るため、「大網白里市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」を策定する。

アクションプログラムは、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成24年6月1日告示第64号。以下「交付要綱」という。）第2条の補助対象となる住宅の交付要綱第4条の補助対象者に対し、耐震化に向けた普及啓発や情報提供を行なう。

また、毎年度、取り組みの進捗状況を把握し評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図ることにより、大網白里市内の木造住宅の耐震化を促進し、市民の安全を確保していくことを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、大網白里市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象住宅

対象住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された、在来軸組工法により建築された住宅であって、地上2階建て以下であること。

4 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、大網白里市全域とする。

5 取組期間

令和3年度から令和12年度の10年間とする。

6 耐震化を促進する取り組み

耐震化を促進する取り組みとして、以下の4項目を掲げる。

(1) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み

住宅所有者に直接送付される納税通知書に啓発文を同封し、直接的な耐震化の働きかけを推進する。

- (2) 耐震診断を行った者に対して耐震改修を促す取り組み
 - ①大網白里市木造住宅耐震診断補助金の利用者に対し、額の確定通知書の交付時に耐震改修の案内資料を同封する。
 - ②耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を実施しない所有者に対して、耐震改修を促す。
- (3) 改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易になる取り組み
 - ①ちば安心住宅リフォーム推進協議会が開催する説明会の案内をし、参加を促す。
 - ②耐震改修を行おうとする者に改修事業者を案内する。
- (4) 耐震化の必要性に係る周知・普及
 - ①自治会を通してパンフレット等の回覧。
 - ②わが家の耐震相談会の実施。
 - ③広報誌等による制度の周知。

7 相談窓口等の設置

都市整備課内に相談窓口を設置し、(社)千葉県建築士事務所協会と連携し、住宅所有者が耐震に関する相談をしやすい環境を整える。

8 アクションプログラムの取組状況の公表

年度毎にホームページで、以下の項目の公表をする。

- (1) 直接的な取り組みの実施状況
- (2) 耐震診断・耐震改修補助の目標及び実績
- (3) その他の普及啓発活動の実績